（様式別記第２号）

街区基準点等使用包括承認書

三重県土地家屋調査士会
会長　川井　一浩　様

令和８年２月２７日付けで申請のありました伊賀市街区基準点等の使用について、伊賀市街区基準点等管理保全要綱第４条第２項及び５項の規定により、下記のとおり包括承認します。

使用目的		地積測量図作成のための測量
使用期間		2026年（令和８）年４月１日 から 2027年（令和９）年３月３１日まで（１年間）
測量地域		伊賀市域
使用する街区基準点等		伊賀市が管理する街区基準点等（使用時点で街区基準点等として取り扱われている点に限る）
測量方法		ＧＰＳ測量、トータルステーションほか必要な精度の確保可能な測量方法による
測量事業者	氏　名	包括承認申請を行った機関に属する者が街区基準点等を使用する場合は、街区基準点等包括使用報告書（様式別記第４号）への記載をもって本欄の記載に代えることとする。

承認条件
１．別紙街区基準点等使用条件を遵守すること。
２．街区基準点等使用報告書を用いて街区基準点等の状況を報告すること。

伊 村 第 1009 号
令和８年３月２日

伊賀市長　　稲　森　稔　尚　　印

担当連絡先	伊賀市産業農林部農村整備課　　担当　児玉 TEL　０５９５（４１）０１０４

別紙

街区基準点等使用条件

1　街区基準点等の使用に当たっては、作業者は立入る施設の管理者にあらかじめ計画機関名、作業機関名、作業目的、連絡先などを連絡し、立入りの承諾を得ること。

2　施設内の立入りは、日曜日及び祭日を除く午前９時から午後５時までを原則とする。ただし、管理者から指定された場合は、それに従うこと。

3　作業者は、街区基準点等の使用時には使用承認書を携帯すること。

4　使用に当たっては街区基準点等の取扱いに留意し、保全に努めるとともに、周辺を汚さないよう努めること。

5　作業を行う場合は、安全対策に十分配慮すること。

6　街区基準点等本体及び立ち入る施設に損害を与えた場合は、申請者の費用で原形復旧すること。

7　作業者は、街区基準点等及びその周辺の現況や、測量付近に工事の予定がある場合は速やかに市長に連絡すること。

8　作業者は、街区基準点等を使用して測量を実施したときは、速やかに街区基準点等使用報告書（様式第３号）に次に掲げる書類を添付して市長へ報告すること。

（１）基準点現況報告書
（２）基準点測量精度管理表
（３）その他市長が指示する資料